

(別添様式)

**環境保全型農業直接支払交付金
岡山県 最終評価報告書**

第 1 章 交付状況の点検

項 目		27 年度	28 年度	29 年度	*30 年度 (見込み)	点 検
実施市町村数		18	19	20	20	市町村数、件数、面積とも増加傾向だったが、30 年度は、要件変更により若干減少した。
実施件数		51	52	55	53	
実施面積計 (ha)		225	236	250	225	
交付額計 (千円)		17,525	18,036	18,972	17,389	
カバークロープ	実施件数	14	18	16	16	多少の増減はあるが、ほぼ横ばいである。
	実施面積 (ha)	99	118	114	99	
	交付額 (千円)	7,959	9,350	9,089	7,889	
堆肥の施用	実施件数	5	4	4	5	取組面積はほぼ横ばいで全体の 5%程度である。
	実施面積 (ha)	12	12	14	15	
	交付額 (千円)	532	541	629	671	
有機農業	実施件数	37	37	41	39	多少の増減はあるが、ほぼ横ばいである。
	実施面積 (ha)	113	106	121	111	
	交付額 (千円)	9,033	8,145	9,492	8,829	
地域特認取組 (総計)	実施件数	-	-	1	-	取組実績は、あまりない。
	実施面積 (ha)	-	-	1	-	
	交付額 (千円)	-	-	22	-	
特別栽培農産物 認証状況	栽培面積 (ha)				/	
	農家数 (戸)					
エコファーマー認定件数		78	79	76		

第2章 環境保全効果（地球温暖化防止及び生物多様性保全）の評価

1 地球温暖化防止効果

項目	実施件数	調査件数	単位あたり 温室効果ガス削減 量 (t-CO ₂ /年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年) ①×②
有機農業	41	2	1.335	121	161.54
カバークロープ	16	12	1.90	114	216.60
堆肥の施用	4	4	2.72	14	38.08
地域特認取組					
リビングマルチ	-	-	-	-	-
草生栽培	-	-	-	-	-
【評価】					
<p>地球温暖化防止効果については、土壌のCO₂吸収「見える化」サイト（農研機構）による温室効果ガスの削減量を調査した。</p> <p>有機農業では、有機質肥料を施用すること等により、土壌中に長期間（20年以上）貯留される有機物（土壌中の炭素量）が、慣行栽培に比べて増加することにより、温室効果ガス削減量が年161.54tとの結果が得られた。</p> <p>カバークロープの取組では、温室効果ガス削減量が年216.60tとの結果が得られた。これは自動車（ガソリン1000ℓ/年消費、CO₂排出量1000ℓ×2.3kg/ℓ=2.31t）に換算すれば年約95台分のCO₂削減量となる。</p> <p>堆肥の施用では、温室効果ガス削減量が年38.08tとの結果であった。</p> <p>カバークロープの数値が最も大きいですが、本県では、カバークロープは最も多く取り組まれている取組であり、取組面積が多いことが影響している。今後も、取組やすいカバークロープを推進していくことが有効であると思われる。</p>					

2 生物多様性保全効果

項目	実施件数	調査件数	実施面積 (ha)	調査結果			
				スコア		評価 (S~C)	
				実施区	対照区	実施区	対照区
有機農業	41	2	121	5	2	A	B
				5	2	A	B
地域特認取組							
夏期の水田内ビオトープの設置	-	-	-	-	-	-	-
【評価】							
<p>生物多様性保全効果については、有機農業において、調査マニュアルによる生き物調査を実施した結果、指標となるいずれの生き物も、有機農業を行っていない慣行ほ場と比較して、有機農業のほ場での個体数の方が多かった。</p> <p>特に、有機農業のほ場の畦畔に生物が生息しており、畦畔が広いほ場ほど、より多くの生き物を確認できる結果となった。</p> <p>有機農業では、殺虫剤を使用しないことに加え、除草剤を使用しないため、畦畔にある程度の草が茂っており、生物多様性保全効果に寄与しているものと思われる。</p> <p>生物多様性は、今後社会の進むべき方向であり、有機農業の果たす役割の重要性を広く共有していく必要がある。</p>							
○生き物調査結果/1ほ場							
クモ類（実施地区：10、対照地区：2）							
ニホンアマガエル（実施地区：15、対照地区：0）							
水生コウチュウ類（実施地区：20、対照地区：3）							
※実施地区＝おかやま有機認証ほ場							
対照地区＝（生産者が実施地区と同じ）慣行ほ場							
※調査結果評価							
S：生物多様性が非常に高い。取り組みを継続するのが望ましい。							
A：生物多様性が高い。取り組みを継続するのが望ましい。							
B：生物多様性がやや低い。取り組みの改善が必要。							
C：生物多様性が低い。取り組みの改善が必要。							

第3章 施策の点検及び今後の対応

1 全国共通取組・地域特認取組

(1) 効果をもとめるために必要な取組について

- ・有機農業には、地球温暖化防止効果及び生物多様性保全効果が期待されており、また、生き物調査でも効果が確認されていることから、引き続き、除草剤や殺虫剤を使用しない有機農業を推進する。

(2) 推進・拡大のために必要な取組について

- ・引き続き、農業者への制度の周知拡大を行うこと。
- ・特に、エコファーマー、特別栽培農産物の生産者を重点的に事業のPRを引き続き行うこと。
- ・農業者とともに、消費者の環境保全型農業への認識、理解の促進をさらに図り、付加価値をつけた農産物の販路のさらなる拡大を行うこと。
- ・制度の安定化を図ること。事業計画策定後に、要件の追加（GAP要件化）や、地域特認取組の取扱変更（メニュー・配分方針の変更）があると、生産者に制度が定着しない。

2 地域特認取組

(1) 実施状況及び効果測定調査結果

取組名	実施面積 (ha)							効果測定調査結果 (t-CO2/年/ha) (S~C)
	24年度	25	26	27	28	29	30	
夏期の水田内ピ オトープの設置	—	—	—	—	0	1	—	—
リビングマルチ	3	—	—	—	—	—	—	—
草生栽培	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 今後の対応方針

取組名	今後の対応方針
夏期の水田内ピ オトープの設置	多様なメニューを設定することにより、生産者が本事業への取組をしやすくなることを鑑み、生産者からの要望、及び効果が認められる場合には、設定する。
リビングマルチ	多様なメニューを設定することにより、生産者が本事業への取組をしやすくなることを鑑み、生産者からの要望、及び効果が認められる場合には、設定する。
草生栽培	多様なメニューを設定することにより、生産者が本事業への取組をしやすくなることを鑑み、生産者からの要望、及び効果が認められる場合には、設定する。